

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	17	担当課	畜産課
法令名	家畜商法施行令	根拠条項	1の4-1	許認可等の内容	講習の免除
<p>家畜商法施行令 (昭和28.8.31 政252) 最終改正 昭和63政230</p> <p>(講習会における講習方法)</p> <p>第1条の4 講習会における講習は、次の各号に掲げる事項について行うものとし、その講習時間は、当該各号に掲げる時間に下らないものとする。ただし、農林水産省令で定める特別な資格を有する者については、農林水産省令で定めるところにより、第2号及び第3号に掲げる事項の全部又は一部について、講習を免除することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 家畜の取引に関する法令 4時間</li><li>二 家畜の品種及び特徴 4時間</li><li>三 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間</li></ul> <p>2 講習会における講習は、前項の規定によるほか、農林水産大臣の定める講習要目に準拠して行うものとする。</p> <p>家畜商法施行規則 (昭和37.1.23 農令4) 最終改正 平成3農水令38</p> <p>(特別な資格を有する者)</p> <p>第6条 令第1条の4第1項の農林水産省令で定める特別な資格を有する者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 獣医師法(昭和24年法律第186号)第3条の規定による獣医師の免許を受けている者</li><li>二 家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第1項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者</li></ul>					